

# メンタルヘルス方針

社員の心の健康を保つことは、本人とその家族のしあわせな生活のためにとっても大切なことであり、社員が安心して働ける職場づくりに欠かせない重要なことです。

当社は、「お互いを尊重し、明るく生き生きと働ける職場環境づくりを推進する」との企業理念のもと「人と人との絆を大切にし、それぞれの社員が相手の立場を尊重し合えるような職場」「どんな情報や意見でもお互いに言い出しやすい職場」「社員のいつもの言動や雰囲気との違いに気づいてあげられる職場」づくりを目指していくとともに、社員の不安や悩み、職場におけるハラスメントの懸念等を会社に確実に伝えることができる仕組み・体制を整えるなど、職場におけるメンタルヘルスケアに積極的に取り組んでまいります。

## 1. 5つのメンタルヘルスケアの推進

メンタルヘルスケアを効果的に推進していくため、以下のとおり5つのケアを継続的に実施します。

### (1) セルフケア（社員自ら）

すべての社員が、自身のストレスやメンタルヘルスケアを正しく理解、自覚し、ストレスを予防、軽減、対処できるよう、必要な教育研修・情報提供を行います。また、職場における不安や悩み、苦情などが相談できる複数の窓口を社内外に整えます。

### (2) ラインケア（管理職者）

管理職者による社員からの相談対応、職場環境の把握と改善（上司や同僚が社員の不調に気づき、適切な対応が取れるような職場、社員自らが不安や悩みを言い出せるような職場等）、メンタル不調者の職場復帰のための支援を行うなど、適切なラインケアを実施できるよう、必要な教育研修を行います。

### (3) 社内の健康管理スタッフによるケア

健康管理部門（産業医、衛生管理者、保健師、看護師、当社スタッフ等）は、セルフケアやラインケアが効果的に実施されるよう、ストレスチェックの実施と適切なフィードバック、メンタルヘルスケア全般に係る諸施策の企画・立案などを行うとともに、外部の専門機関等とのネットワーク形成やその窓口を担います。

### (4) 外部の専門機関を活用したケア

上記のメンタルヘルスケアの実施にあたっては、外部の専門医・専門機関等から助言や支援サービスを活用します。

### (5) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメント行為は、個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、心の健康づくりを阻害する大きな要因と認識し、パワーハラスメント等をはじめとする各種ハラスメントの防止に必要な教育・研修等を行っていくとともに、当該行為が発生した場合は、規程に基づき厳正に対処します。

## 2. 社員の健康情報の保護

メンタルヘルス等健康情報を含む社員の個人情報やストレスチェック制度における健康情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法律および関連する指針等を遵守します。

2023年10月1日

原電エンジニアリング株式会社

社長 師尾直登